

## ④児童扶養手当の受給申請

---

### 1. 制度について

#### (1) 制度の概略

父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない子どものいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。また、これまで「母子家庭」のみを対象としていたが、平成22年8月1日からは「父子家庭」にも支給されるようになった。

なお、児童が特別児童扶養手当を受給できる程度の障がいにある場合は、20歳に到達するまで対象となり、特別児童扶養手当との併給が可能になる。（子ども手当も併給可）

児童扶養手当に関する支給事務は、法定受託事務であり、本来国が行うべき事務を県または市が行っている。事務の実施主体は、県または市であり、町村は県の管轄となる。

(国) 県及び市の事務指導監査、県及び市の児童扶養手当支給額の3分の1の負担

(県) 市町村の事務指導監査、町村部の児童扶養手当支給事務、支給額の3分の2の負担

(市) 管轄内の児童扶養手当の支給事務、支給額の3分の2の負担

(町村) 管轄内の児童扶養手当の受付事務（及び県への進達）

#### (2) 制度の根拠法令

児童扶養手当法、同法施行令、同法施行規則

# 民生委員への依頼根拠とされる法令・通知・事務処理要領等

## 【文書名①】

児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について

## 【発出者等①】

昭和48年10月31日付け、児企第48号、厚生省児童家庭企画課長通知、各都道府県民生主管部(局)長あて

## 【「民生委員」表記箇所①】

上記通知内、別冊「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」を抜粋。

### 第一 児童扶養手当関係書類

#### 1 認定請求書の審査

児童扶養手当法施行規則(以下「規則」という。)第一条の規定により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に、児童扶養手当認定請求書(以下「認定請求書」という。)が提出された場合には、次の要領により審査を行うものとする。

- (1) 認定請求書に記載すべき事項で記載もれ又は誤記がないかどうかを審査すること。
- (2) 認定請求書に次の書類が添付されているかどうかを審査すること(規則第一条)。

#### ※ア

イ 受給資格者が母である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明書であること。

ウ 受給資格者が養育者である場合には、対象児童の父(母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

エ 対象児童の父母が婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情であつた場合であつて、事実上の婚姻関係を解消したときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書、住民票の写し及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

※オ～ク略

(3) 認定請求書には、所得の状況を記載することとなっているので所得に関する次の書類が添付されているかどうかを審査すること(規則第一条)。

※ア・イ・ウ略

エ 受給資格者が前年の一二月三一日においてその者の法第九条に規定する扶養親族等でない法第三条第一項に規定する児童の生計を維持したときは、次に掲げる書類等

(ア) 受給資格者が前年(一月から三月までの間に認定請求があつた場合は前々年)の一二月三一日において児童の生計を維持したことを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

※以下、略

## 【文書名②】

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の外国人適用に伴う事務取扱いについて

## 【発出者等②】

昭和56年11月25日付け、児企第41号、厚生省児童家庭局企画課長通知

【「民生委員」表記箇所②】上記通知を抜粋。

## 第二 事務処理に関する事項

※1・2略

### 3 認定請求書等の添付書類について

認定請求書、現況届等の添付書類として、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しを提出することとされている場合には、これらに代えて、外国人登録法の規定に基づく登録証明書の写し(市町村長が、原本と相違ない旨の証明をしたもの。)又は登録済証明書のほか、必要に応じ、本人の申立書、民生委員・児童委員の証明書等、受給資格等に係る事実を明らかにすることができる書類を添付させるものであること。